

兵庫県公報

平成26年 2月25日 火曜日 第 2571 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の解除予定（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
警察本部公告	
○ 入札公告	7

告 示

兵庫県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大庭土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

就任役員

氏 名

島 田 武 夫

谷 田 一 成

井 上 恒 夫

井 上 恭 一

島 田 政 則

井 上 壽

島 田 信 治

田 中 泰

池 水 三 郎

大 田 昭 彦

平 田 久 一

仲 田 博 美

岡 博 幸

西 村 敏 弘

丸 谷 貞 富

住 所

美方郡新温泉町戸田261番地

同 郡同 町三谷653番地の1

同 郡同 町戸田364番地の2

同 郡同 町戸田429番地

同 郡同 町戸田412番地

同 郡同 町戸田368番地の2

同 郡同 町戸田401番地の3

同 郡同 町七釜736番地

同 郡同 町七釜681番地

同 郡同 町七釜689番地

同 郡同 町三谷434番地

同 郡同 町三谷449番地

同 郡同 町栃谷283番地

同 郡同 町栃谷537番地

同 郡同 町栃谷359番地の5

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 田 雄 久	美方郡新温泉町三谷439番地
同	三 島 市 郎	同 郡同 町七釜746番地
同	島 田 武 夫	同 郡同 町戸田261番地
同	谷 田 一 成	同 郡同 町三谷653番地の1
同	井 上 恒 夫	同 郡同 町戸田364番地の2
同	井 上 恭 一	同 郡同 町戸田429番地
同	島 田 政 則	同 郡同 町戸田412番地
同	井 上 壽	同 郡同 町戸田368番地の2
同	島 田 信 治	同 郡同 町戸田401番地の3
同	田 中 泰	同 郡同 町七釜736番地
同	池 水 三 郎	同 郡同 町七釜681番地
同	大 田 昭 彦	同 郡同 町七釜689番地
同	平 田 久 一	同 郡同 町三谷434番地
同	仲 田 博 美	同 郡同 町三谷449番地
同	岡 博 幸	同 郡同 町栃谷283番地
監 事	西 村 敏 弘	同 郡同 町栃谷537番地
同	丸 谷 貞 富	同 郡同 町栃谷359番地の5



兵庫県告示第143号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宝塚市上佐曾利字柳ヶ谷1の5から1の7まで、1の9、香合新田字高畑1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第144号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市垂水区下畑町字西関東林山519の1・519の204 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市兵庫区滝山町7の13、7の17、7の20
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市鶴縄字栃原35の2、35の3、36の1から36の5まで、37の1から37の3まで、694の1、字宮ノ谷38の1から38の3まで、39の1から39の6まで、40
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栃原36の1から36の3まで・694の1・字宮ノ谷39の1・40（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第147号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場

- 加古郡播磨町宮西346番地の1
別府工場長 重 田 裕 基
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号口 ろ過施設		
能 力	ろ過面積 2 m ²		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 1 箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~10	9~12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	400,000	400,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	4.4	4.4	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 2月25日から同年 3月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第148号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量 (道路台帳図データ更新)
- 2 作業期間
平成26年 2月13日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市の一部



兵庫県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成26年 2月12日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市の一部



兵庫県告示第150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成25年12月 9日から平成26年 1月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市南城内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成25年12月 9日から平成26年 1月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市浜1丁目



兵庫県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 2月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 2月25日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多賀相生線	赤穂郡上郡町野桑字土山平2538番2から 同 郡同 町野桑字土山平2537番10まで	旧	5.0から 20.0まで	288.0	
		新	12.0から 22.0まで 7.0から 16.0まで	288.0 367.0	一部 予定地



兵庫県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年2月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年2月25日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 志 筑 郡 家 線	淡路市多賀571番3から 同 市多賀571番4まで	旧	10.0から 11.0まで	27.0	
		新	13.0から 13.0まで	27.0	



兵庫県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年2月25日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年2月25日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	相生市相生四丁目4273番28から 同 市相生二丁目4089番65まで	旧	7.0から 28.0まで 10.0から 67.0まで	639.0 341.0	
		新	10.0から 25.0まで	341.0	



兵庫県告示第154号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。
平成26年2月25日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
林 崎 (3)	佐 用 郡	佐 用 町	林 崎	奥ノ谷	161番26から161番28までの各一部、161番27から161番28に至る地先の道路敷の一部、161番27から161番28に至る地先の水路敷の一部
				下畑ケ 下モ田	178番の一部、178番地先の道路敷の一部 662番12の一部



兵庫県告示第155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 2月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播位置 0011号	26. 2. 5	宍粟市山崎町横須字西深田140番1の一部	5. 50 5. 80	24. 50

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 2月25日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

1 調達内容

(1) 調達件名

兵庫県警察本部交通管制センター地域制御設備保守点検委託

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

平成26年 4月 1日（火）から平成27年 3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県警察本部が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石
電話 (078) 341-7441 内線2252

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成26年2月25日（火）から同年3月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
平成26年3月26日（水）午前10時30分
神戸市中央区下山手通5丁目1番16号 パレス神戸 3階小会議室
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年3月25日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年3月25日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成26年3月11日（火）までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書は、所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年4月1日（火））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は、前記1(1)の業務の総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature of the product to be purchased:

Traffic Control Center maintenance

(3) Delivery period:

From April 1, 2014 through March 31, 2015

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 March 11, 2014

(6) Deadline for tender:

17:00 March 25, 2014 by mail

10:30 March 26, 2014 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252